

高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う若者の定住を促進するとともに、中小企業者及び専門職人材等の確保に資するため、大学等を卒業後に香川県内の中小企業者等に勤務する者が在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部について、予算の範囲内で高松市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）及び大学院をいう。
- (2) 高等学校等 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）をいう。
- (3) 保護者 高等学校等に在学する未成年の生徒の親権者又は未成年後見人、若しくは成年に達した生徒の学資を主として支弁する者をいう。
- (4) 対象企業 次のア～ケのいずれかに該当するものであって、県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者）

イ 社会福祉法人

ウ 医療機関（地方厚生局長又は地方厚生支局長から保険医療機関又は保険薬局として指定を受けたものに限る）

エ 学校法人

オ 農事組合法人

カ NPO法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人

ク 公益社団法人及び公益財団法人

ケ その他中小企業同等規模法人として市長が認めるもの

- (5) 正規雇用者 雇用期間の定めのない契約に基づき雇用された者で、当該企業の就業規則等で定める賞与、退職金、諸手当等における取扱いが通常の従業員と同様の扱いとなるもの

2 前項第4号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象企業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 初めて第10条第1項に規定する補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度（以下「交付初年度」という。）の末日において30歳未満であること。

- (2) 大学等在学中に独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に定める学資貸与金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた者であること。

- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校等を卒業した日（文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた日を含む。以下同じ。）において香川県内に住所を有していた者（香川県外の学生寮等に居住していた者であって、その保護者が香川県内に住所を有していたものを含む。）で、香川県外に所在する大学等を卒業し、又は修了した者

イ 高等学校等を卒業した日において香川県外に住所を有していた者（香川県内の学生寮等に居住していた者であって、その保護者が香川県外に住所を有していたものを含む。）で、香川県内に所在する大学等を卒業

し、又は修了した者

(4) 対象企業における正規雇用者であること。

(5) 初めて第9条第1項の規定による申請があった日（以下、「交付申請日」という。）から起算して5年以上、本市に居住する予定であること。

(6) 本市の市税を滞納していないこと。

(7) 奨学金の返還金を滞納していないこと。

(8) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(9) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと（第7条第3項に規定する補助予定者として補助金の交付を受けた場合を除く。）。

(10) 第4条に規定する補助対象経費に対して、大学生等かがわ定着促進基金条例（平成27年香川県条例第39号）により設置した基金を活用して香川県が実施する奨学金返還支援制度のほか、他の奨学金返還支援制度の適用を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

(1) 第6条に規定する事前申込みの日時点において、対象企業に正規雇用者として雇用されている者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないと認める者（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項第2号に規定する奨学金（補助対象者が貸与を受けたものに限る。）の返還金の総額とする。ただし、第6条に規定する事前申込みの日以前から、奨学金の返還を開始している者については、事前申込み時点における返還残額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が60万円を超える場合にあっては、60万円とする。

- 2 前項の補助金の額が12万円を超える場合は、超える額について次年度に繰り越すものとし、その後も同様とする。

(事前申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書、卒業証明書その他第3条第1項第3号に規定する大学等における在学期間を証する書類
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書
- (3) 対象企業に雇用される予定であることを証する書類
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書(事前申込みの日以前から奨学金の返還を開始している者に限る)

(補助予定者及び補助金交付予定額の上限額の決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申込書の提出があったときは先着順で受け付けるとともに、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した者を補助予定者として及び当該補助予定者の補助金交付予定額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助予定者及び当該補助予定者の補助金交付予定額を決定したときは、高松市奨学金返還支援事業補助金補助予定者決定通知書(様式第2号)により当該補助予定者に通知するものとする。

- 3 補助対象期間が次年度以降にわたる場合、市長は、第10条に規定する交付決定者を当該各年度における第1項の規定による補助予定者とみなし、前項の規定に準じて当該補助予定者に通知するものとする。

(補助予定者の届出義務)

第8条 補助予定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込内容変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 対象企業に雇用されないこととなったとき。
- (2) 補助対象経費について、他の機関等による支援を受けることとなったとき。

(3) 住所又は氏名の変更があったとき。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、その内容が第3条第1項の各号に規定する要件を満たさないこととなり、又は、同条第2項の各号に該当すると認める場合は、高松市奨学金返還支援事業補助金補助予定者決定取消通知書（様式第4号）により当該補助予定者に通知するものとする。

3 当該届出内容が前項に規定する補助予定者決定の取消事由に該当しないと認める場合は、市長は、高松市奨学金返還支援事業補助金補助予定者変更決定通知書（様式第5号）により当該補助予定者に通知するものとする。

（交付の申請）

第9条 第7条第2項及び前条第3項の通知を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 大学等の卒業又は修了を証する書類（交付初年度における申請時に限る。）

(2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書

(3) 在職証明書（様式第7号）

(4) 住民票の写し

(5) 誓約書兼同意書（様式第8号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第2号から第4号までに掲げる書類については、前項の規定による申請書を提出する日以前3月以内に作成し、又は発行されたものに限るものとする。

（交付の決定及び通知）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、高松市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による審査及び実地調査等により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、高松市奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに高松市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第11号）により、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

- 第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該事由が雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。

- （1） 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかとなったとき
- （2） 初めての交付申請日から起算して5年以内に本市から転出したとき
- （3） 初めての交付申請日から起算して5年以内にその職を辞したとき
- （4） 誓約書の内容に違反したとき
- （5） この要綱の規定に違反したとき
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う転勤、出向又は研修等による転出である場合は、同号に該当しないものとする。この場合において、補助金受給者は当該転出の前に、就業先が発行する一時的に他の市区町村へ転出することの証明書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、補助金受給者が雇用企業の倒産、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他やむを得ない理由

により当該雇用企業を退職し第3条第1項第4号に該当しなくなった場合において、当該退職の日から3月を経過した日までの間に新たに他の対象企業の正規雇用者となった場合は、引き続き同号に該当するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、高松市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助金受給者に通知するものとする。

5 補助金受給者は、市が居住確認のための報告の求め又は立入調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

6 第1項に定めるもののほか、市長は、第5項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができないときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還請求）

第14条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による返還金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 交付を受けた補助金の額の全額

（2） 初めての交付申請日から起算して3年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の全額

（3） 初めての交付申請日から起算して3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の半額

（4） 初めての交付申請日から起算して3年未満の間にその職を辞した場合 交付を受けた補助金の額の全額

（5） 初めての交付申請日から起算して3年以上5年以内の間にその職を辞した場合 交付を受けた補助金の額の半額

（6） 前条第5項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合 交付を受けた補助金の額の全

額

(変更の申請)

第15条 交付決定者は、第10条第1項の交付の決定の内容に変更が生じたときは、速やかに高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書（様式第14号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容が前条に規定する交付の決定の取消事由に該当しないと認める場合は、高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 事前申込みその他高松市奨学金返還支援事業補助金を交付するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に、第6条に規定する事前申込みを行った者について適用し、同日前に同条の規定による申請を行った者については、なお従前の例による。

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申込者 住 所
氏 名

高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、裏面の誓約事項について確認・誓約した上で、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

申込者	住所			
	氏名		生年月日	(歳)
	電話番号			
	メールアドレス			
修学状況	下記奨学金の貸与を受けた修学先			
	学部・学科等		学年	
	所在地			
	卒業（予定）時期	年 月		
	その他の修学状況	中学校 卒業 高等学校 卒業		
奨学金	名称	☐ 日本学生支援機構第一種奨学金 ☐ 日本学生支援機構第二種奨学金		
	借入期間	年 月から 年 月まで		
	借入金額	(総額) 円		
就職予定	内定等の状況	☐ 内定 ☐ 内々定 ☐ 就職活動中		
	就職予定先	(名称)		
		(所在地)		
		(業種)		
		(従業員数)		
就職予定時期	年 月 日			

(裏)

【誓約事項】

高松市奨学金返還支援事業補助金の申込みに当たり、以下のことについて誓約します。

- 1 本補助金交付要綱第9条第1項に定める交付申請日から起算して、5年以上高松市の区域内に居住する予定であること。
- 2 この申込みの日時点において、本補助金交付要綱第2条第4号に定める対象企業に、正規雇用者として雇用されていないこと
- 3 暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

【添付書類】

- (1) 奨学金の貸与を受けた修学先の在学又は卒業を証する書類
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金貸与証明書
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書（この申込みの日以前から奨学金の返還を開始している者に限る）
- (4) 対象企業の内定書の写し又は内定証明書

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金補助予定者決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付について、 年度における補助予定者と決定したので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

交付予定額 金 円

年 月 日

（宛先）高松市長

住所

氏名

高松市奨学金返還支援事業補助金事前申込内容変更届出書

年 月 日付け高 第 号で通知のあった補助予定者
決定の内容について、次のとおり変更したいので、高松市奨学金返還支援事
業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（変更の内容を証する書類）

様式第 4 号（第 8 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金補助予定者決定取消通知書

年 月 日付けで申込みのあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付について、次の理由により補助予定者の決定を取り消したので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

取消しの理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金補助予定者変更決定通知書

年 月 日付けで変更の届出のあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付の申込みについて、変更の内容を承認し、 年度における補助予定者と決定したので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

変更後の交付予定額 金 円

年 月 日

（宛先）高松市長

住所
氏名

高松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額		円
2 奨学金	名称	☐ 日本学生支援機構第一種奨学金 ☐ 日本学生支援機構第二種奨学金
	返還期間	年 月から 年 月まで
	返還金額（総額）	円
	他の機関からの返還支援	☐ あり 他の機関の名称（ ） 支援額 円 ☐ なし
3 就業先	就業開始時期	年 月 日
	事業所	(名称)
		(所在地)
		(業種)
		(資本金の額)
		(従業員数)
雇用形態	☐ 期間の定めのない労働契約である ☐ その他（ ）	

【添付書類】

- (1) 返還支援の対象となる奨学金の貸与を受けた修学先の卒業を証する書類（初回申請時のみ。）
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還証明書
- (3) 在職証明書（様式第7号）
- (4) 住民票の写し
- (5) 誓約書兼同意書（様式第8号）

※上記(2)～(4)までの書類については、本申請日以前3か月以内に作成し、又は発行されたもの

年 月 日

（宛先） 高松市長

所在地
事業所名
代表者名 印
電話番号
担当者名

在職証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者	氏 名	
	住 所	
勤務先	事業所名	
	所在地	
	勤務地	
	所属部署	
	電話番号	
雇用形態		☐ 期間の定めのない労働契約である ☐ その他（ ）
就業期間		年 月 日 から 年 月 日

高松市奨学金返還支援事業補助金の交付に関する事務のため、高松市の求めに応じて、勤務者の勤務状況などの情報を高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

誓約書兼同意書

1 誓約事項

- （１） 初めて高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき交付申請をする日（以下、「交付申請日」という。）から起算して 5 年以上継続して高松市に居住すること。
- （２） 高松市奨学金返還支援事業補助金に関する報告及び立入調査を高松市から求められた場合は、それに応じること。
- （３） 交付申請日から起算して 5 年以内は、住所、氏名又は就業先に変更があった場合、高松市から転出をした場合その他補助対象者としての要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長にその旨を報告すること。
- （４） 前号に該当する場合は、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還すること。
- （５） 暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

2 同意事項

- （１） 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、申請者の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を高松市が確認すること。
- （２） 大学生等かがわ定着促進基金条例（平成 2 7 年香川県条例第 3 9 号）により設置した基金を活用して香川県が実施する奨学金返還支援制度の支援対象者でないことの確認のため、高松市奨学金返還支援事業補助金の交付事務において得た個人情報香川県に提供すること。

高松市奨学金返還支援事業補助金の交付申請に当たり、上記のことについて誓約し、及び同意します。

年 月 日

（宛先）高松市長

住所

氏名

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付年度 年度

2 補助金の交付予定額 円

3 交付条件

- （1） この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- （2） 交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書（様式第 14 号）に、関係書類を添えて、提出しなければなりません。なお、変更後の補助申請額については、本通知における補助金交付予定額を上限とします。
- （3） 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- （4） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- （5） 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 10 号（第 10 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付については、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 3 条に規定する補助対象者の要件を満たしていると認められないので、同要綱第 10 条第 3 項の規定により通知します。

理由

年 月 日

（宛先）高松市長

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

高松市奨学金返還支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け高 第 号により通知のあった高松市奨学金返還支援事業補助金について、次のとおり高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関		銀行・金庫 農協・漁協		本店・支店 支所・出張所 店番（ ）					
口座種目	☐ 普通	口座番号							
	☐ 当座								
口座名義人	フリガナ								

様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

所在地

事業所名



電話番号

担当者名

一時的に他の市区町村へ転出することの証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名		
一時的 転出先 （勤務 先等）	所在地	
	事業所名	
	電話番号	
転出の理由		☐ 一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ()
転出の予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日
一時的な転出の内容		☐ 転出した者は、転出先での勤務後、転出前の就業先において勤務する予定であること。

高松市奨学金返還支援事業補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高松市の求めに応じて高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け高 第 号で交付の決定の通知をした補助金の交付について、次のとおり交付の決定の取消しを決定したので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 4 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

年 月 日

（宛先）高松市長

住所

氏名

高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号で通知のあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付決定の内容について、次のとおり変更したいので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（変更の内容を証する書類）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった高松市奨学金返還支援事業補助金の交付については、次のとおり変更の承認を決定したので、高松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付年度 年度

2 変更後の補助金交付予定額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に高松市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書（様式第 14 号）に、関係書類を添えて、提出しなければなりません。なお、変更後の補助申請額については、本通知における補助金交付予定額を上限とします。
- (3) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (4) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (5) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。